

(公財)びわ湖ホールと(公財)滋賀県文化振興事業団の組織再編について

1 経過

- 平成27年7月 政策・土木交通常任委員会において、2財団を以下のとおり組織再編することを県の方針として説明

(平成27年7月政策・土木交通常任委員会資料より)

■県の文化行政における出資法人のあり方について

県立文化施設の管理運営のほか、本県の文化施策の発信や芸術文化祭などの事業の実施、また県内市町ホールとの連携など総合的な文化芸術振興施策を推進するためには、高い舞台芸術技術を持ち、現在びわ湖ホールを管理している(公財)びわ湖ホールと、長い歴史により培われた文化のネットワークを持ち、現在文化産業交流会館を管理している(公財)滋賀県文化振興事業団の文化芸術部門を統合し、文化芸術に関わる県が出資する法人を一元化する必要がある。

(公財)びわ湖ホールと(公財)文化振興事業団の文化芸術部門の統合を県方針とする。

《2つの出資法人の機能別再編》

【4つの効果】

- (1) 組織の強化：総合的な文化芸術振興を担う団体を一元化し、目的を文化芸術のみに明確化することにより組織の強化が図れる。
- (2) 機能の強化：県立文化ホールを一元管理できる団体を形成し、知識やスキル等の集約により2館連携による機能強化が図れる。
- (3) ネットワークの強化：両団体がこれまで蓄積してきた文化のネットワークの相乗効果により、さらなる協働・連携の強化が図れる。
- (4) 効率化：団体の本部機能の集約化により、法人管理運営部門における人件費等の経費抑制が図れる。

■統合の形式について

①文化芸術部門を担当する法人

(公財)滋賀県文化振興事業団の業務から文化芸術部門を分離し、(公財)びわ湖ホールに統合。

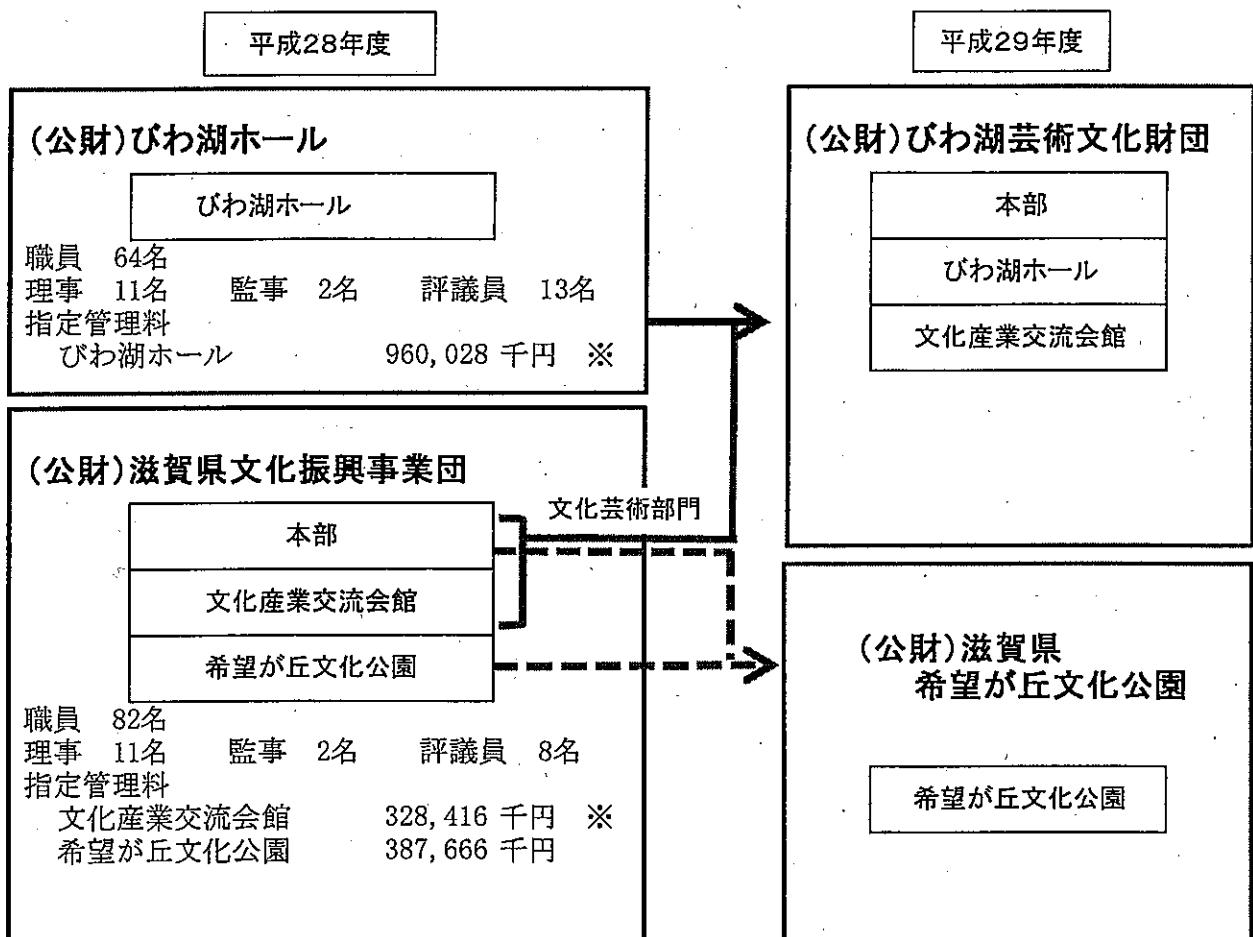
②希望が丘文化公園の管理を担当する法人

(公財)滋賀県文化振興事業団は、希望が丘文化公園の業務のみを担当。

- 平成27年8月 政策・土木交通常任委員会において、びわ湖ホールと文化産業交流会館に関する平成28年度から5年間の指定管理者選定にあたり、組織再編を前提として両財団が共同体として2施設を一括管理することとして説明
- 平成27年12月 県議会において両財団の共同体を指定管理者として指定する議決
- 平成28年3月 政策・土木交通常任委員会で説明を行った滋賀県文化振興基本方針(第2次)において、両財団を統合・再編成し、それぞれで育んできた強みを融合させ、さらに広い視野で効率的・効果的に事業を推進する旨を明記
- 平成28年6月 両財団の定期理事会・評議員会において、定款変更案等を協議
- 平成28年8~9月 両財団の臨時理事会・評議員会において、定款変更案等を承認・決議

2 概要

- (公財) びわ湖ホールと (公財) 滋賀県文化振興事業団の文化芸術部門を統合し、(公財) びわ湖芸術文化財団として、これまでの両財団のそれぞれの強みを融合させ、県域全体の文化振興施策を総合的に推進する。
- (公財) 滋賀県文化振興事業団の希望が丘文化公園の管理部門については、公園のみの管理を担当する (公財) 滋賀県希望が丘文化公園として、平成27年12月策定の希望が丘文化公園将来ビジョンと現在検討中の希望が丘文化公園基本計画の方針に沿った運営を行う。



※ (公財) びわ湖ホールと (公財) 滋賀県文化振興事業団の共同体により、びわ湖ホールと文化産業交流会館を一括管理

3 今後のスケジュール(予定)

| | |
|------------|---|
| 平成28年10月上旬 | 公益認定等委員会へ諮問 ((公財) びわ湖芸術文化財団、(公財) 滋賀県希望が丘文化公園とも) |
| 平成29年2月上旬 | 公益認定等委員会からの答申を受け認定 |
| 2月議会 | 指定管理者指定に関する議案提出 ((公財) びわ湖芸術文化財団) |
| 4月 | (公財) びわ湖芸術文化財団、 (公財) 滋賀県希望が丘文化公園スタート |

主な定款変更内容

| | | |
|-----|---|--|
| | (公財) びわ湖ホール | (公財) びわ湖芸術文化財団 |
| 目的 | 第3条 この法人は、各種の優れた舞台芸術事業を行い、芸術文化に関する活動を展開することにより、芸術文化の創造と振興を図り、もつて県民のより豊かな生活環境づくりに寄与することを目的とする。 | 第3条 この法人は、各種の優れた舞台芸術事業を行い、芸術文化をはじめとする文化に関する活動を展開することにより、文化の創造と振興を図り、もつて県民のより豊かな生活環境づくりに寄与することを目的とする。 |
| 事業 | 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 舞台芸術事業その他の芸術文化事業の企画、制作および実施 (2) 舞台芸術その他芸術文化に関する教育普及事業の実施 (3) 舞台芸術その他芸術文化に関する情報の収集および提供 (4) 地域の文化の振興に関する事業の実施および産業との連携に関する事業の支援 (5) 滋賀県が行う芸術文化事業等の受託および協力 (6) 滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールおよび滋賀県立文化産業交流会館の維持および管理運営 (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業 | 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 舞台芸術事業をはじめとする芸術文化事業の企画、制作および実施 (2) 舞台芸術をはじめとする芸術文化に関する教育普及及事業の実施 (3) 舞台芸術をはじめとする芸術文化に関する情報の収集および提供 (4) 地域の文化の振興に関する事業の実施および文化と産業との連携に関する事業の支援 (5) 滋賀県が行う芸術文化事業等の受託および協力 (6) 滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールおよび滋賀県立文化産業交流会館の維持および管理運営 (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業 |
| 評議員 | 第16条 この法人に、評議員10人以上15人以内を置く。 | 第16条 この法人に、評議員10人以上16人以内を置く。 |
| 役員 | 第33条 この法人に、次の役員を置く。 (1) 会長 1人 (2) 理事長 1人 (3) 理事(会長および理事長を含む。) 9人以上12人以内 (4) 監事 2人 | 第33条 この法人に、次の役員を置く。 (1) 会長 1人 (2) 理事長 1人 (3) 理事(会長および理事長を含む。) 9人以上13人以内 (4) 監事 2人 |

| | | | |
|-----|---|---|---------------------|
| | | (公財) 滋賀県文化振興事業団 | (公財) 滋賀県希望が丘文化公園 |
| 目的 | 第3条 この法人は、文化・芸術に関する事業を推進し、県民文化の育成と振興を図ると共に、県民の心豊かで健やかな生活を行うことで活力ある滋賀の実現に寄与することを目的とする。 | 第3条 この法人は、優れた自然環境を保護し活用して、県民に憩いの場を提供すると共に、青少年の健全育成や生涯学習活動についての推進、スポーツの振興を図ることによって、県民の心豊かで健やかな生活と個性豊かで活力ある滋賀の実現に寄与することを目的とする。 | |
| 事業 | 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 文化・芸術事業の企画、制作及び実施 (2) 文化・芸術事業の協働及び支援 (3) 文化・芸術に関する情報の収集及び提供 (4) 文化・芸術に関する教育普及事業の実施 (5) 次世代の健全育成に関する事業の実施及び支援 (6) スポーツ振興に関する事業の実施及び支援 (7) 健康増進に関する事業の実施及び支援 (8) 自然体験に関する事業の実施及び支援 (9) 文化と産業との連携に関する事業の支援 (10) 滋賀県が行う文化に関する事業の受託及び協力 (11) 文化ホール及び文化公園の維持及び管理運営 (12) その他この法人の目的を達成するために必要な事業 | 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 青少年の健全育成に関する事業の実施及び支援 (2) 社会教育、生涯学習に関する事業の実施及び支援 (3) スポーツ振興に関する事業の実施及び支援 (4) 健康増進に関する事業の実施及び支援 (5) 自然体験に関する事業の実施及び支援 (6) 滋賀県が行う文化公園に関する事業の受託及び協力 (7) 文化公園の維持及び管理運営 (8) その他この法人の目的を達成するためには必要な事業 | |
| 評議員 | 第11条 この法人に、評議員6人以上10人以内を置く。 | 第11条 この法人に、評議員5人以内を置く。 | 第23条 この法人に、次の役員を置く。 |
| 役員 | 第23条 この法人に、次の役員を置く。 (1) 会長 1人 (2) 理事長 1人 (3) 理事(会長および理事長を含む。) 8人以上12人以内 (4) 監事 2人 | 第23条 この法人に、次の役員を置く。 (1) 理事長 1人 (2) 理事(理事長を含む。) 5人以上7人以内 (3) 監事 2人 | |